

横情審第 32 号
令和 4 年（2022 年） 8 月 8 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市情報公開審査会
委員長 三 浦 大 介

横須賀市情報公開条例の見直しについて（答申）

令和 4 年 8 月 8 日に諮問のありました標記について、別紙のとおり答申します。

横須賀市情報公開条例の見直しについて
(答 申)

令和4年(2022年)8月8日

横須賀市情報公開審査会

はじめに

令和4年8月8日付けで、横須賀市長から「横須賀市情報公開条例の見直しについて」の諮問を受けました。この諮問の背景には、令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律により、地方公共団体の個人情報保護制度が同一の規律により個人情報を取り扱うことになることから、本市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じ、また、これに伴い、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応を講ずる必要が生じたという経緯があります。

当審査会では、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与する」という情報公開制度の本来の目的を見失うことがないよう、慎重に審議を行い、この度、当審査会としての答申を取りまとめるに至りました。

市におかれては、この答申の趣旨を踏まえ、今後の条例の見直しに当たっても、常に市民の視点に立って検討し、適正かつ妥当な結論が示されることを期待するとともに、本答申で言及している個別・具体的な諸施策の実施に当たっては、従来にも増してより一層きめ細やかな情報提供を市民に対して行いつつ、条例改正などの必要な措置が講じられるよう強く望みます。

令和4年（2022年）8月8日

横須賀市情報公開審査会
委員長 三浦大介

凡 例

- ・ 個人情報保護法
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- ・ 法施行条例
横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

- ・ 個人情報保護条例
横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）

- ・ 情報公開条例
横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）

1 非公開情報の追加について（第7条関係）

（答申）

個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）及び行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号（以下「削除情報」という。）を、情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加することは、適当である。

（説明）

行政機関等匿名加工情報の利用及び提供は、個人情報保護法により全国一律の制度として順次導入されるものであるところ、当該情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）においても非公開情報として規定されている。

これは、行政機関等匿名加工情報及び削除情報が、公文書公開請求を通じて広く一般に公開されることにより、個人情報保護法が、行政機関等匿名加工情報の利用に係る特別な手数料規定を設けた趣旨や欠格事由を設けることによって行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨を没却させることがないよう配慮したものであると解される。

このことを踏まえると、個人情報保護法の規定に基づき当該制度の運用を行うこととなる本市においても、行政機関等匿名加工情報及び削除情報が、公文書公開請求を通じて広く一般に公開されることは回避すべきであると解される。

したがって、行政機関等匿名加工情報及び削除情報につき、情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加することは適当である。

2 諾否決定期間の見直しについて（第 11 条関係）

（答申）

情報公開条例第 11 条第 1 項に規定する諾否決定期間並びに同条第 4 項及び第 5 項に規定する諾否決定期間を延長する期間（以下「諾否決定期間等」という。）につき、個人情報保護制度との整合を図るため、初日不算入となるよう条文を見直すことは適当であるが、初日を不算入とする分、諾否決定期間等を短縮するなどの方策を検討すべきである。

（説明）

個人情報保護法における期間計算の方法は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、開示請求があった日の翌日から起算（初日不算入）することとし、これと異なる方法を法施行条例で規定することを許容していない。したがって、法施行条例においては、保有個人情報開示請求に対する諾否決定期間に初日を算入しない取扱いとなる。

この点につき、情報公開条例において、諾否決定期間等を請求があった日から起算する現行の規定（初日算入）を維持した場合、情報公開条例と法施行条例との間で諾否決定期間等の取扱いに不整合が生じることとなり、請求を受けた各実施機関のみならず制度を利用しようとする市民、事業者等（以下「制度利用者」という。）の混乱を招くおそれがある。

以上を踏まえると、情報公開条例における諾否決定期間等の取扱いについても、法施行条例と同様に初日不算入となるよう条文を見直すことが適当である。

しかしながら、現行の諾否決定期間等の日数を維持し、単に初日を不算入とする見直しだけを行った場合、諾否決定期間等の日数が、事実上、現行の日数よりも 1 日延びることとなる。

本件見直しが、情報公開制度と個人情報保護制度との間の不整合を解消し、もって制度利用者の利に資するよう配慮した趣旨であることからすると、制度利用者に与える不利益が最小限となるよう、諾否決定期間等の日数についても併せて見直しを行うべきである。

3 横須賀市情報公開審査会の改称について（第 19 条・第 20 条の 2・第 23 条関係） ※ 下線は新設するもの

（答申）

情報公開条例第 19 条の規定に基づき本市の附属機関として設置している横須賀市情報公開審査会の名称を横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に改称し、併せてその担任事項に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条に規定する諮問に応じ、審議し、及び答申すること」を追加することは適当である。

また、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例に新設することも適当である。

（説明）

情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合することは、審議ノウハウの一元化が図れるだけでなく、両審査会の運営を行う事務局運営に係る人的・費用的負担の軽減までも期待されるため、情報公開審査会を「情報公開・個人情報保護審査会」に改称した上、両者を統合することは適当である。

また、現在、情報公開審査会においては、委員全員での合議による審議を原則としているところ、実施機関からの諮問が重なった場合には、答申までに長期間を要することとなる。このため、委員が単独で一定の範囲についてあらかじめ審議を行うことができるようにすることで、審議の迅速化が期待され、審査請求人の利益にもつながり得るものと解される。

以上を踏まえると、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例に新設することは適当である。

○審議経過

年 月 日	内 容
令和4年8月8日	・横須賀市長からの諮問 ・審議

横須賀市情報公開条例の見直しについて
(答 申)

令和4年(2022年)8月8日

横須賀市情報公開審査会

はじめに

令和4年8月8日付けで、横須賀市長から「横須賀市情報公開条例の見直しについて」の諮問を受けました。この諮問の背景には、令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律により、地方公共団体の個人情報保護制度が同一の規律により個人情報を取り扱うことになることから、本市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じ、また、これに伴い、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応を講ずる必要が生じたという経緯があります。

当審査会では、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与する」という情報公開制度の本来の目的を見失うことがないように、慎重に審議を行い、この度、当審査会としての答申を取りまとめるに至りました。

市におかれては、この答申の趣旨を踏まえ、今後の条例の見直しに当たっても、常に市民の視点に立って検討し、適正かつ妥当な結論が示されることを期待するとともに、本答申で言及している個別・具体的な諸施策の実施に当たっては、従来にも増してより一層きめ細やかな情報提供を市民に対して行いつつ、条例改正などの必要な措置が講じられるよう強く望みます。

令和4年（2022年）8月8日

横須賀市情報公開審査会
委員長 三浦大介

凡 例

- ・ 個人情報保護法
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 法施行条例
横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 個人情報保護条例
横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）
- ・ 情報公開条例
横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）

1 非公開情報の追加について（第7条関係）

（答申）

個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）及び行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号（以下「削除情報」という。）を、情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加することは、適当である。

（説明）

行政機関等匿名加工情報の利用及び提供は、個人情報保護法により全国一律の制度として順次導入されるものであるところ、当該情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）においても非公開情報として規定されている。

これは、行政機関等匿名加工情報及び削除情報が、公文書公開請求を通じて広く一般に公開されることにより、個人情報保護法が、行政機関等匿名加工情報の利用に係る特別な手数料規定を設けた趣旨や欠格事由を設けることによって行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨を没却させることがないよう配慮したものであると解される。

このことを踏まえると、個人情報保護法の規定に基づき当該制度の運用を行うこととなる本市においても、行政機関等匿名加工情報及び削除情報が、公文書公開請求を通じて広く一般に公開されることは回避すべきであると解される。

したがって、行政機関等匿名加工情報及び削除情報につき、情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加することは適当である。

2 諾否決定期間の見直しについて（第 11 条関係）

（答申）

情報公開条例第 11 条第 1 項に規定する諾否決定期間並びに同条第 4 項及び第 5 項に規定する諾否決定期間を延長する期間（以下「諾否決定期間等」という。）につき、個人情報保護制度との整合を図るため、初日不算入となるよう条文を見直すことは適当であるが、初日を不算入とする分、諾否決定期間等を短縮するなどの方策を検討すべきである。

（説明）

個人情報保護法における期間計算の方法は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、開示請求があった日の翌日から起算（初日不算入）することとし、これと異なる方法を法施行条例で規定することを許容していない。したがって、法施行条例においては、保有個人情報開示請求に対する諾否決定期間に初日を算入しない取扱いとなる。

この点につき、情報公開条例において、諾否決定期間等を請求があった日から起算する現行の規定（初日算入）を維持した場合、情報公開条例と法施行条例との間で諾否決定期間等の取扱いに不整合が生じることとなり、請求を受けた各実施機関のみならず制度を利用しようとする市民、事業者等（以下「制度利用者」という。）の混乱を招くおそれがある。

以上を踏まえると、情報公開条例における諾否決定期間等の取扱いについても、法施行条例と同様に初日不算入となるよう条文を見直すことが適当である。

しかしながら、現行の諾否決定期間等の日数を維持し、単に初日を不算入とする見直しだけを行った場合、諾否決定期間等の日数が、事実上、現行の日数よりも 1 日延びることとなる。

本件見直しが、情報公開制度と個人情報保護制度との間の不整合を解消し、もって制度利用者の利に資するよう配慮した趣旨であることからすると、制度利用者に与える不利益が最小限となるよう、諾否決定期間等の日数についても併せて見直しを行うべきである。

3 横須賀市情報公開審査会の改称について（第 19 条・第 20 条の 2・第 23 条関係） ※ 下線は新設するもの

（答申）

情報公開条例第 19 条の規定に基づき本市の附属機関として設置している横須賀市情報公開審査会の名称を横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に改称し、併せてその担任事項に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条に規定する諮問に応じ、審議し、及び答申すること」を追加することは適当である。

また、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例に新設することも適当である。

（説明）

情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合することは、審議ノウハウの一元化が図れるだけでなく、両審査会の運営を行う事務局運営に係る人的・費用的負担の軽減までも期待されるため、情報公開審査会を「情報公開・個人情報保護審査会」に改称した上、両者を統合することは適当である。

また、現在、情報公開審査会においては、委員全員での合議による審議を原則としているところ、実施機関からの諮問が重なった場合には、答申までに長期間を要することとなる。このため、委員が単独で一定の範囲についてあらかじめ審議を行うことができるようにすることで、審議の迅速化が期待され、審査請求人の利益にもつながり得るものと解される。

以上を踏まえると、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例に新設することは適当である。

○審議経過

年 月 日	内 容
令和4年8月8日	・横須賀市長からの諮問 ・審議